

# 令和5年7月・9月大雨災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和7年4月1日現在

秋田市都市整備部

損壊の種類	災害救助法		被災者生活再建支援法	公営住宅等の 一時使用	補助金の交付 *市と県の補助金は併用可		
	賃貸型応急住宅 (民間借上住宅)※b	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援金 ※b	市営住宅等	秋田市 住宅リフォーム 支援事業	秋田県 住宅リフォーム 推進事業	
全壊	○対象	△原則対象外 (内閣府と要協議)	○対象 再建方法に応じ、複数世帯で150万円～300万円の 支給、補修の場合は200万円 ※a	○対象 (大雨被害に より住宅の 使用が困難 になった方) (罹災証明書が交 付される方)	○対象 (罹災証明書又は被 害証明書が交付さ れる方) *工事が完成して からの申請  20万円以上の 工事が対象で、 工事費の10% で上限5万円 を交付	○半壊又は 床上浸水以上 が対象 (罹災証明書又は被 害証明書が交付さ れる方) *申請時は被害を示 す写真でも可。完了 時まで各証明書を 提出  50万円以上の 工事が対象で、 工事費の10% で上限8万円 を交付。 県内業者等限定	
大規模半壊	△水害により流入 した土砂や流木等 により住宅として の 利用ができない方 が対象 (内閣府と要協議)	○対象 [70.6万円以内]	○対象 再建方法に応じ、複数世帯で100万円～250万円の 支給、補修の場合は150万円 (やむを得ず解体した場合は全壊と同額) ※a				
中規模半壊			○対象 再建方法に応じ、複数世帯で25万円～100万円の 支給、補修の場合は50万円 (やむを得ず解体した場合は全壊と同額) ※a				
半壊			○やむを得ず住宅を解体した場合は対象 (解体しない場合は対象外) 再建方法に応じ、複数世帯で150万円～300万円の 支給 ※a				
準半壊	高齢者等は、床上 浸水等で市の独自 制度による賃貸型 応急住宅の対象	○対象 [34.3万円以内]	×対象外				×対象外 (ただし、床上 浸水していれば 対象)
準半壊に至ら ない一部損壊	×対象外	×対象外					
住宅の応急 修理制度との 併用			併用可 (大規模半壊・中規模半壊の場合で、応急 修理制度で修理していない部分を補修した場合は、 本制度の加算支援金の対象)	併用可	併用可	併用可	
申込等期限	受付終了	受付終了	基礎支援金 令和7年8月13日 加算支援金 令和8年8月13日	受付終了	窓口までご相談 ください	受付終了	
制度の 問合せ先	住宅政策課 018-888-5773(専用)	都市総務課 018-888-5772(専用)	福祉総務課 地域福祉推進室 018-888-5661	住宅政策課 018-888-5770	秋田県秋田地域 振興局建築課 018-860-3491		

※a: 生活再建支援金は、再建方法(建設・購入、補修、民間住宅の賃借)に応じ加算支援金額が支給される。

※b: 令和5年7月の大雨により被災された方が対象になる。